

議案第 9 1 号 関係資料
都 市 整 備 部
令和 7 年 9 月 1 6 日

葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

住環境整備課

1 改正の理由

空家等の権利関係の調整や財産管理制度の活用に関し法的に適切な対応を行うほか、空家等の利活用の促進に関し実効性のある対策を講ずるため、葛飾区空家等対策協議会の学識経験者委員を増員することにより、これまで以上に専門性の高い協議体制を構築する。

2 改正の概要

条例第 2 条に規定する葛飾区空家等対策協議会の組織構成のうち、学識経験者の委員の上限数を 5 人から 7 人に変更する。

3 新旧対照表

【資料 1】のとおり

4 施行予定期日

公布の日

葛飾区空家等対策協議会条例 新旧対照表

現 行	改正案
○葛飾区空家等対策協議会条例 平成27年10月16日 条例第35号 (設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条第1項の規定に基づき、葛飾区長(以下「区長」という。)の附属機関として、葛飾区空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (組織) 第2条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。 (1) 地域団体等が推薦する者 4人以内 (2) 葛飾区議会議員 7人以内 (3) 学識経験者 5人以内 (4) 関係行政機関の職員 2人以内 (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 会長は、区長とする。 2 副会長は、都市整備部を担任する葛飾区副区長とする。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(委員以外の者の出席等) 第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。 (守秘義務) 第7条 会長、副会長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	○葛飾区空家等対策協議会条例 平成27年10月16日 条例第35号 (設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条第1項の規定に基づき、葛飾区長(以下「区長」という。)の附属機関として、葛飾区空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (組織) 第2条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。 (1) 地域団体等が推薦する者 4人以内 (2) 葛飾区議会議員 7人以内 (3) 学識経験者 7人以内 (4) 関係行政機関の職員 2人以内 (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第4条 会長は、区長とする。 2 副会長は、都市整備部を担任する葛飾区副区長とする。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(委員以外の者の出席等) 第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。 (守秘義務) 第7条 会長、副会長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、令和9年5月31日までとする。